

社会福祉法人寿生会役員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人寿生会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員並びに評議員及び理事長が委嘱した各種委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の仕事を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 各種委員とは、苦情解決第三者委員、運営推進会議委員等をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称は如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会、行事等への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 各種委員には、委嘱された会議への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 4 前項に定める職務執行が同日に行われる場合、複数の業務に出席した役員等及び各種委員には、いずれか一つの業務に対する報酬を支給するものとし、重複して支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 理事長の報酬は、月額で支給するものとし、その額は別表1に定めるとおりとする。なお、支給の要件として、月4日以上業務執行等の勤務実態を要する。
- 5 役員等及び各種委員の報酬は、日額で支給するものとし、別表2に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次に定める時期とする。

- 2 理事長の報酬は、月の初日から末日までを単位として、その月の25日を支給日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日であって25日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日に支給する。支給は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 理事長以外の役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。
- 4 各種委員の報酬は、委嘱された会議への出席など業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月26日より施行する。

2 平成17年5月1日施行の規程は全部改正する。

附 則 (令和6年2月29日 一部改正)

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

別表1 (理事長の報酬)

役職	報酬月額	摘要	年度総額
理事長	60,000円	月4日以上勤務実態がなかった場合 出勤1日につき12,000円を支給	800,000円以内

別表2 (役員等及び各種委員の報酬)

役職	区分	報酬日額	年度総額
評議員	評議員会への出席	7,000円	30,000円以内
	上記以外の会議、業務執行	7,000円	
理事	理事会への出席	7,000円	50,000円以内
	上記以外の会議、業務執行	7,000円	
監事	理事会への出席	7,000円	100,000円以内
	監査業務	7,000円	
	上記以外の会議、業務執行	7,000円	
各種委員	委嘱された会議への出席	4,500円	
	上記以外の業務執行	4,500円	